税務行政におけるオンラインツールの利用について

国税庁においては、納税者の利便性向上や税務行政の効率化を図る観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組んでおります。

令和７年９月以降、デジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるガバメントソリューションサービス（GSS）を順次導入しており、GSS において提供されるオンラインツール（インターネットメール、Ｗｅｂ会議システム（Microsoft Teams）、オンラインストレージサービス（PrimeDrive）及びアンケート作成ツール（Microsoft Forms））を必要に応じて業務利用する（※）こととしております。

このページは、本取組の概要をご案内するものです。

※　令和７年 10 月より金沢国税局・福岡国税局において利用開始し、その他の国税局においても順次利用を拡大していきます。

1　取組の概要

本取組の概要については、下記のとおりです。

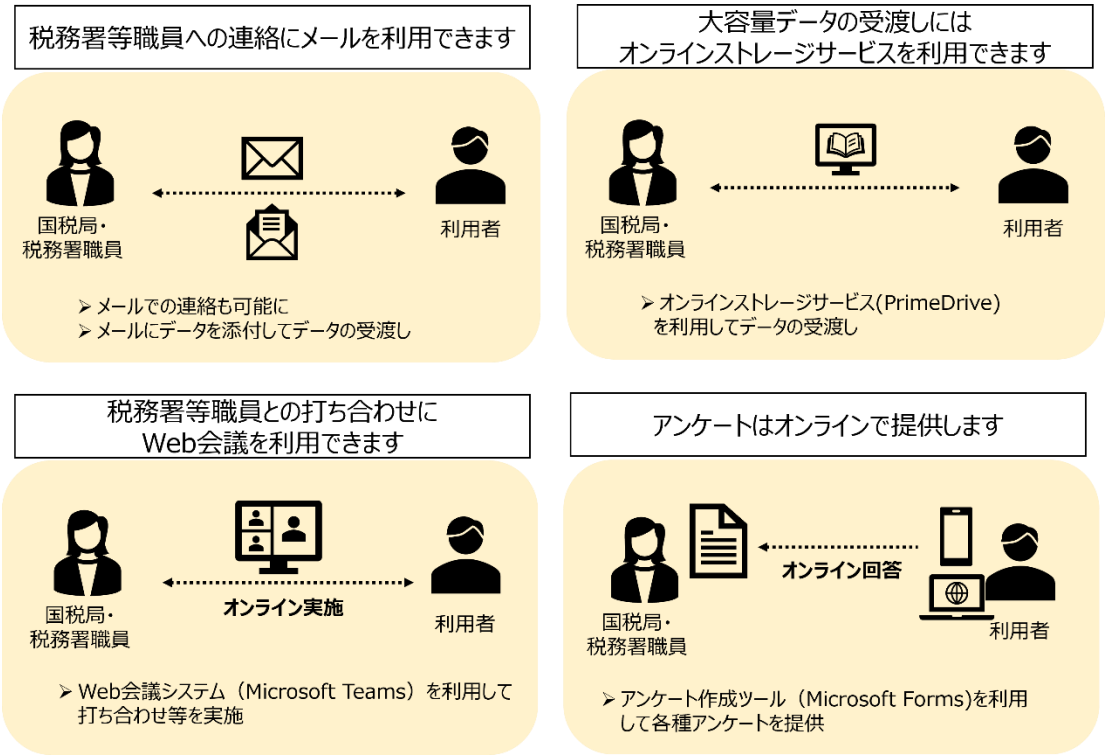

なお、オンラインツールの利用については、税務署及び国税局の担当者と利用者双方の合意の元で利用することとしております。個別のご意見・ご要望には対応していませんので、税務行政に対するご意見・ご要望は当ホームページの「ご意見・ご要望」にお寄せください。

※　国税庁における Microsoft365 を利用した情報収集については、国税庁における Microsoft365 利用に係るプライバシーポリシーをご覧ください。

2　オンラインツール利用の流れ

①　オンラインツール利用に関する意思確認

オンラインツールのうち、インターネットメール、Ｗｅｂ会議システム（Microsoft Teams）、オンラインストレージサービス（PrimeDrive）の利用に当たっては、利用者の理解を得ることを前提としておりますので、税務署又は国税局の担当者から利用者に対して、オンラインツールの利用に関する意思確認をさせていただきます。その結果、利用を希望される場合、「オンラインツールの利用に関する同意事項」の記載内容についてご同意いただくとともに、オンラインツールの利用の際に使用するメールアドレスなど一定の事項をご登録いただく必要があります。

なお、オンラインツールの利用の際に使用するメールアドレスなどの登録はアンケート作成ツールである Microsoft Forms をご利用いただけます。税務署又は国税局ごとに Microsoft Forms のフォーマットを用意しておりますので、以下のリンク先に掲載している利用者ご自身の所轄税務署等のフォーマットからご登録をお願いいたします。（誤ったフォーマットを選択した場合には、再度登録をお願いすることとなりますのでご注意ください。）
詳しくは、税務署等の担当者にお尋ねください。

▶　金沢国税局

▶　福岡国税局

※　Microsoft Forms の入力方法については、手順書をご確認ください。

②　テストメールの送受信、インターネットメールの利用

オンラインツールの利用に関する同意及びメールアドレス等のご登録後、税務署等の担当者から利用者が登録したメールアドレスに対して、テストメールを送信します。なりすまし防止の観点から、税務署等の担当者が電話又は対面によりテストメールの受信確認を行い、利用者からテストメールへの返信を受けた上で、インターネットメールの利用を開始します。

※　複数のメールアドレスの登録があった場合、それぞれのメールアドレスに対してテストメールを送信します。

※　国税庁をかたった不審なメールが確認されております。被害に遭わないためにも、税務署等の担当者から送信されたメールアドレスをアドレス登録する方法などにより、税務署等からのメールであることを判別できるようにすることをお勧めします。

③　Microsoft Teams・PrimeDrive の利用

Microsoft Teams 又は PrimeDrive を利用する場合は、税務署等の担当者から、Microsoft Teams 又は PrimeDrive の URL をインターネットメールにより送信しますので、利用者は送信された URL からアクセスすることで利用可能となります。

※　Microsoft Teams・PrimeDrive の利用方法については、以下の手順書をご確認ください。

- Microsoft Teams
- PrimeDrive

3　税務調査等における利用について

税務調査等（※１、２）の際に、必要に応じてオンラインツールを利用することとしております。

なお、本取組の実施については、国税当局の判断により必要に応じて行うため、オンラインツールの利用を希望された場合であっても、対面で税務調査等を実施させていただく場合があることにご留意ください。

※１　税務調査のほか、行政指導、滞納整理及び査察調査等も含みます。なお、Ｗｅｂ会議システム（Microsoft Teams）については、滞納整理及び査察調査以外で利用します。

※２　大規模法人（調査課所管法人）を対象とした取組については、オンラインツールを利用した調査等に関する情報をご覧ください。

4　不審なメールや電話に関すること

上記のとおり、利用者の方が利用を希望された場合にのみオンラインツールを利用することとなりますので、それ以外の不審なメールや電話に関する注意事項は以下のページをご覧ください。

不審なメールや電話にご注意ください